

韓国知的財産ニュース 2013 年 4 月後期

(No. 245)

発行年月日：2013 年 5 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、4 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法一部改正 (4. 5)
- 1-2 特許料などの徴収規則一部改正令案の立法予告 (4. 18)
- 1-3 特許権などの登録令一部改正令案の立法予告 (4. 18)
- 1-4 特許権などの登録令施行規則の一部改正令案の立法予告 (4. 18)

関係機関の動き

- 2-1 大邱と慶尚北道 繊維特許技術協議会が発足 (4. 17)
- 2-2 技術保証基金 特許技術価値を連携保証で 7866 億ウォン供給 (4. 22)
- 2-3 知財委 年末まで知財サービス特殊産業の分類を推進 (4. 24)
- 2-4 売上 10 億ウォン以下の中小企業も特許紛争に露出 (4. 25)
- 2-5 創造経済時代、先進 IP 環境構築のための特許庁の役割 (4. 28)
- 2-6 2013 年第 1 四半期における知的財産動向 (4. 29)
- 2-7 知識財産サービス協会 知的財産の働き口を作る (4. 29)
- 2-8 社会的企業 知的財産でアップグレードを (4. 29)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 窮地に追い込まれた現代起亜自動車 販売差し止めの危機迫る (4. 24)
- 3-2 KC テック、日立との特許訴訟取下げ (4. 25)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標ブローカーの横暴から零細商人を保護する (4. 30)

その他一般

- 5-1 太陽の光で室内を照らす(4.19)
- 5-2 [統計で見る知財] 自然採光技術の特許動向(4.19)
- 5-3 知的財産経営のできる企業が技術革新の成果も(4.20)

法律、制度関連

1-1 商標法一部改正

2013.4.5

商標法 [施行 2013. 10. 6.] [法律第 11747 号、2013. 4. 5.、一部改正]

1. 改正理由

商標登録出願人が他人の先登録商標に対し、不使用を理由に取消審判を請求した場合、その審判結果を反映し商標審査を進行するようにすることで、商標権取得機関を短縮し、商標登録出願人が審査官の拒絶理由通知に対する意見書を提出期間に出せなかった場合にも一定期間以内に手続の継続を申請し、意見書を提出することができるようにすることで、商標登録出願人の便宜を増進し、不正競争の目的なしに姓名・商号等を商標で使用した場合には、その商標を使用し続けるようにすることで、先使用商標を保護するとともに、その他に現行制度の運営上表れた一部欠点を改善・補完するためである。

2. 主な内容

イ。商標不使用取消審判制度の改善 (案第 7 条及び第 8 条)

1)商標登録出願人が他人の先登録商標に対し、不使用を理由に取消審判を請求した場合には出願商標と他人の先登録商標の同一・類似当否判断時点を現行では出願時としていたものを商標登録可否決定時に変更することで商標登録出願人の商標権取得期間を短縮する。

2)先登録商標の不使用を理由に取消審判を請求した者に対する 6 カ月の優先出願期間を廃止し、取消審判請求より商標登録出願を先にさせることで、取消審判請求の濫用及び取消審判請求人間の出願競合を防止する。

ロ。期間途過に対する権利救済手段の設置(案第 23 条第 4 項、第 46 条の 4 第 3 項及び第 48 条第 3 項新設)

商標登録出願人等が商標登録拒絶理由等に対する意見書を当該期間内に提出しなかった場合、すぐに拒絶決定をせず、その期間の満了後、2 か月以内にその手続の継続を申請した場合、意見書を提出できるようにすることで、商標登録出願人等の便宜を増進する。

ハ。先使用による商標使用权の認定 (案第 57 条の 3 第 2 項)

自己の姓名・商号等人格の同一性を表示する手段を商標として使用する者が不正競争の目的無しに他人の商標登録出願以前から国内において使用してきた場合、その商標を使用し続けるようにすることで、善意の商標使用者が不当に商標権紛争に巻き込まれることを防止する。

*注) 詳細な改正内容については、ジェトロが仮訳してホームページ (<http://jetro-ipr.or.kr/>) に掲載しておりますのでご参照ください。

1-2 特許料などの徴収規則一部改正令案の立法予告

2013. 4. 18

1. 改正理由

オンライン登録証の再発給サービスの導入(2013.7.1)にともない、オンライン特許(登録)証を無料で再交付できる根拠を設け、手数料のマイレージ積立顧客の利用の利便性を高めるため、マイレージでも納付できる対象の手数料を拡大するため、必要な事項をまとめるためである。

2. 主な内容

イ. オンライン登録証の再交付規定(案第6条第1項第1号)

1)特許(登録)証の紛失などの再交付しなければならない事由がある場合、申請から再交付まで2~3日がかかるという問題があった。

2)特許(登録)証の再交付申請に関し、電子(1件当たり5千ウォン)、または書面(1件当たり6千5百ウォン)だったのをオンラインで申請し、オンラインで受け付ける場合は無料にする。

3)利用しやすく素早いオンライン登録証再交付システムの導入により、申請人の利便性が高まり、コストの負担が軽減されると期待されている。

ロ. 手数料マイレージで納付できる対象を拡大する規定(案第7条第8項)

1)積立のマイレージで納付できる手数料が限定され、積立顧客の利便性が制限されていた。

2)手数料マイレージで納付できる手数料を出願料、審査請求料から優先権主張申請料、補正料、出願人変更申告料、審判請求料などに拡大する。

3)手数料マイレージ制度の利便性の向上と運営の活性化が期待される。

意見聴取期間：2013年5月28日にまで

宛先：韓国特許庁長(参照：顧客協力政策課長)

1-3 特許権などの登録令一部改正令案の立法予告

2013. 4. 18

1. 改正の理由

補正制度を拡大し、権利者の権利登録手続きをより素早く、かつ便利に見直し、外国人の書類補正期間を拡大する一方、これまでの運営上の問題などを改善・補完するためである。

2. 主な内容

イ. 登録権利者の補正機会の拡大(案第 29 条 2 項)

1)既存の差戻項目の一部を補正項目に変更し、申請人の補正機会を拡大することにより、より素早く権利を登録できるように見直す。

ロ. 外国人の書類補正期間の拡大(案第 29 条 1 項)

1)権利者との連絡の難しさ、書類発給、及び受領まで長時間が要されることを考慮し、外国人の申請書の補正期間を従来の 1 カ月から 2 ヶ月に拡大

ハ. 申請に必要な提出書類の有効期間を明確に規定(案第 22 条 4 項)

1)提出種類の有効期間を判断する時点を書類発給日に明確に規定

ニ. 申請人の意志確認方法の拡大(案第 22 条 1 項 7 号)

「本人署名の事実確認などに関する法律」の施行(2012.12. 1)にともない、「本人署名の事実確認書」を申請人の意志確認書類に追加する。

ホ. 同一な登録申請件について差戻しとみなす項目を新設(案第 30 条 2 項)

1)提出した申請書にミスがあることを発見し、同じ趣旨の申請書を改めて提出する場合、先に申請した登録申請は差し戻したものとみなす条項を新設

意見聴取期間：2013 年 5 月 28 日にまで

宛先：韓国特許庁長(参照：顧客協力政策課長)

1-4 特許権などの登録令施行規則の一部改正令案の立法予告

2013. 4. 18

1. 改正理由

出願人などの申請がある場合、「電子政府法」第 36 条第 1 項に基づく行政情報の共同利用を通じて登録名義人の情報を自動的に変更できる手続きを設け、申請人に混乱を与える一部の書式を見直すためである。

2. 主な内容

イ. 登録名義人の表示変更・更正登録申請の書式変更(第 13 条 1 項 1 号)

ロ. 行政情報の共同利用を通じ、登録名義人の情報を自動的に変更できる根拠条項を新設(第 13 条 12 項)

ハ. 納付書の書式変更(別紙 25 号)

1)「請求項(デザイン、商品類、サービス類)数」を「総請求項数」に明確に規定

ニ. 登録料納付期間の延長申請書の書式変更(別紙 26 号)

1)申請人が記載したかどうかにかかわらず、電子的に確認可能な「納付締切日付」を記載様式から削除

意見聴取期間：2013年5月28日にまで

宛先：韓国特許庁長(参照：顧客協力政策課長)

関係機関の動き

2-1 大邱と慶尚北道 繊維特許技術協議会が発足

韓国特許庁(2013.4.17)

韓国特許庁は、大邱・慶尚北道地域の中小繊維業界と知的財産権の大衆化・創出・保護・活用の促進のために足並みをそろえる。

韓国特許庁と地域の繊維協会・組合、研究機関、研究機関、地方自治団体などが「大邱・慶尚北道における繊維特許技術協議会」の創立行事を16日に大邱エックスコにて開催した。

中小の繊維企業と研究機関などが約7000か所も集まっている大邱・慶尚北道地域は、韓国繊維産業のメッカだ。しかし、知財権についての理解と情報の不十分により、グローバル市場競争力を獲得することが容易ではなかった。

韓国特許庁によると、2010年以降、繊維分野の特許出願は減少傾向にある。金融経済危機と企業の中核特許中心の出願戦略などに伴う変化が背景としてあげられる。

2012年における繊維分野の出願件数は、1,853件と集計された。昨年の197,153件という全体出願件数において約0.9%の僅かな割合にすぎない。これは、韓国が、昨年の1年間、繊維輸出156億ドル、世界8位の繊維輸出大国という地位に見合わない低い水準だといえる。

地域別では、首都圏(1,021件)、大邱・慶尚北道(326件)、釜山・蔚山・慶尚南道(242件)の順で、大邱・慶尚北道は、首都圏に続き2位だ。

創造経済を実現し、強い中小企業を育成するため韓国特許庁が先頭に立ち、そこに大邱市、慶尚北道、大邱・慶尚北道地域の繊維研究機関などが積極的に参加し、知財権協力ネットワークが構築された。

この行事には、大邱・慶尚北道繊維産業連合会長、大邱商工会議所のムン・ヨンス副会長、韓国特許庁化学生命工学審査局のホン・ジョンピョ局長、大邱市長、慶尚北道庁、関連の研究機関、組合員など約100人が出席した。行事は、ホン・ジョンピョ局長の「知的財産と繊維産業」に関する基調演説、素材部品産業の動向と発展策の発表、業界の意見聴取、創立宣布の運びとなった。

その後、韓国特許庁は、大邱・慶尚北道地域の繊維企業の最高経営責任者(CEO)に知

財権の認識を拡大するほか、アイデアを権利化するために必要な、各水準に合わせた教育と出願相談を実施する。

また、国内外の繊維関連特許紛争の事例を収集・分析し、特許紛争を予防できるように支援する。

ホン・ジョンピョ局長は、「創造経済時代という流れに沿って、地域の繊維企業が創意的なアイデアと新技術を知財権として保護されるように特許庁が積極的に取り組んでいきたい」とコメントした。

繊維特許技術協議会の充実した運営を通じ、大邱・慶尚北道地域の中小企業が知財権を獲得し、強い中小企業として発展できるきっかけになることを期待する。

2-2 技術保証基金 特許技術価値を連携保証で 7866 億ウォン供給

デジタルタイムズ(2013.4.22)

技術保証基金(以下「技保」)は、特許技術価値連携保証が 2006 年にスタートしてから、これまで 7866 億ウォンが供給され、今年も 2000 億ウォンの新規保証を支援する計画だと 22 日に発表した。

技保によると、技術価値連携保証初年度の 2006 年には 302 億ウォンにすぎなかった保証供給額が、昨年、1,794 億ウォンに拡大されるなど、これまで 7866 億ウォンが供給されたという。技保は、今年、知的財産の事業化を促進するため、2000 億ウォンの新規保証の支援を計画している。

この制度は、特許権を保有している中小企業に対し、技術価値評価金額の範囲内で(最大 10 億ウォン)、事業化資金を支援する。技保は、2012 年 7 月から支援の対象を特許権をはじめ、有形・無形の技術ノウハウの全体に拡大し、優秀な知的財産の事業化を支援している。

また、2012 年 9 月、知的財産を保有しているものの、技術事業インフラが脆弱な創業企業に対し、初期の事業化資金を集中的に支援する「特許創業特例保証制度」を導入し、技術を持っている中小企業の初期段階における資金難の解消に向けて取り組んでいる。今年上半期に、技保が知的財産の価値金額以内に保証支援を行い、銀行は、貸し出しと技術評価料を支援する知的財産協約保証も行う計画だ。

技保関係者は、「特化した技術評価システムと 15 年以上の技術評価ノウハウを活かし、日々激しさを増している知的財産の競争と技術事業化に、韓国の中企業が乗り遅れることのないよう、最善を尽くしていきたい」と述べた。

<カン・ジンギョ記者>

2-3 知財委 年末まで知財サービス特殊産業の分類を推進

電子新聞(2013.4.24)

知的財産サービス業を標準産業の分類の対象とする前に、過渡期として「特殊の産業

分類化」項目に分類することを決めた。散在している知財サービス統計の確保と標準産業分類の試行実施がその目的だ。

国家知識財産委員会の高官は、23日、「産業通商資源部・文化体育観光部・特許庁・統計庁など、関連機関と連携して年末までに知財サービス業を特殊産業分類の対象とする計画を進める。来年から本格的に議論が始まる標準産業分類作業の下書きだといえる」とその内容を明らかにした。知財サービス業は、統計庁の産業分類の対象となっていない。そのため、現在は、税制優遇と研究開発(R&D)事業の参加に制限がある。

知財委の関係者は、「最終的には、2014年以降から知財サービス業を標準産業の『正』分類にする計画だ。その前に、特殊分類の対象にして、関連の統計確保や独自のサービス産業分類の対象化にする」と説明した。統計庁が来年、第10回産業システムを見直しする前に、知財サービスの現状統計の確保と試行運営を推進するという意味だ。

知財サービス業の特殊産業分類への反映は、散在している知財サービス業統計データなどをまとめ、実際に標準産業分類の対象にできるかどうかを見極めるのが目的だ。これまで、知財サービス業は、産業部・文化部・特許庁など、様々な部署で扱い、それぞれ異なる業種分類の形をしていた。産業分類上、重複する部分もあった。例えば、翻訳業が既にあるため、知財翻訳業を切り離さなければならないが、関連部署や期間での修正事業は容易ではない。

特許庁の関係者は、「統計庁が実務的な困難を強いられている。国際産業分類でも知財サービス業が含まれておらず、別途に新設することは難しく、前例もない」と説明した。しかし、統計庁も知財委が推進している特殊産業分類には賛同する見込みだ。知財委の関係者は、「業務報告において、知財サービス業の産業分類に実効性があるかどうかを見極めるという面で、統計庁も前向きに検討している。政策的には、関連統計がまとまって業務の効率が向上するというメリットがある」と意見を話した。

知財サービス業の産業分類の対象化が議論されている背景には、知的財産基盤のサービス産業が創造経済の実現において重要な役割を果たすという期待がある。業界の関係者は、「知財が創造経済をけん引する新成長エンジンとして浮上している。産業分類の対象化は、劣悪な知財サービス産業を発展に転換するきっかけになるだろう」とコメントした。知財委は、「関係部署が知財サービスの範囲をどこまでにするかなど、デリケートな部分を調整する協議の場を設けたい。知財サービス業産業分類関連の政策研究も並行して進める計画だ」と述べた。

<クオン・ドンジュン記者>

2-4 売上10億ウォン以下の中小企業も特許紛争に露出

韓国特許庁(2013.4.25)

韓国特許庁は、4月24日、産業・業種別に特化した知財保護政策を策定するため、業

種別の団体と「知財権紛争対応協議会」を発足した。

協議会の発足は、業種別に紛争の特徴が相違しているという分析*の結果を反映したものだ。

*韓国知識財産保護協会が保有している最近 6 年間の韓国企業の国際特許訴訟とコンサルタント事例に基づいたもの

企業の売上高ベースでは、特許紛争が始まるいわゆる「紛争進入線」で医薬品の場合、約 270 億ウォン規模だが、半導体、デジタル通信分野は 10 億ウォン以下の企業も紛争の対象になっていた。

紛争が始まる時期も大半の産業分野が海外市場に輸出し市場シェアが安定化する段階で発生していたが、化学・医薬分野は、輸出前の市場参入段階で多く発生している。

また、韓国企業を対象に特許攻撃を行う企業を分析した結果、化学、バイオ、機会素材の場合、同種企業の競合会社の割合が、情報通信と電気電子は特許管理会社の割合が高くなった。

そのため、韓国特許庁は、産業・業種別に特化した対応戦略を設けるほか、韓国企業の紛争状況をリアルタイムで把握するため、主な紛争分野の業種別団体とともに、知財権紛争対応協議会を発足した。

紛争対応協議会の発足を通じ、業種別の団体は、知財権担当者を指定して政府と定期的に紛争情報を共有する。

知財権担当者は、所属企業の紛争状況についての調査に協力し、政府に企業のニーズや建議事項などを伝え、政府がより現実的かつ実用的な知財権保護政策を策定することに貢献する。

また、韓国特許庁は、知財権紛争において、大手-中小企業、または、同種企業間の相互成長を実現するため、業種別団体の企業協議体に対する教育などの支援を強化する。

実際に韓国特許庁は、2012 年 4 月、情報通信分野の企業協議体を試行発足して紛争解決のための共同研究を行い、回避設計などを確定し行儀対企業の海外輸出市場の進出拡大に貢献した。

韓国特許庁産業財産保護課のイム・ジェソン課長は、「今回の協議会発足を通じ、従来の政府・企業間のトップダウン方式の支援から脱し、政府と業種別の団体間で相互コミュニケーションのできるシステムを構築できるものと期待している。それに基づいて業種別の特徴を考えた知財権保護政策を積極的に策定し、韓国企業が国際的な知財紛争に適切に対応できるようにし、結局、知的財産基盤の想像経済の実現に貢献していくだろう」と述べた。

<参考><韓国企業の国際知財権紛争の現状分析>

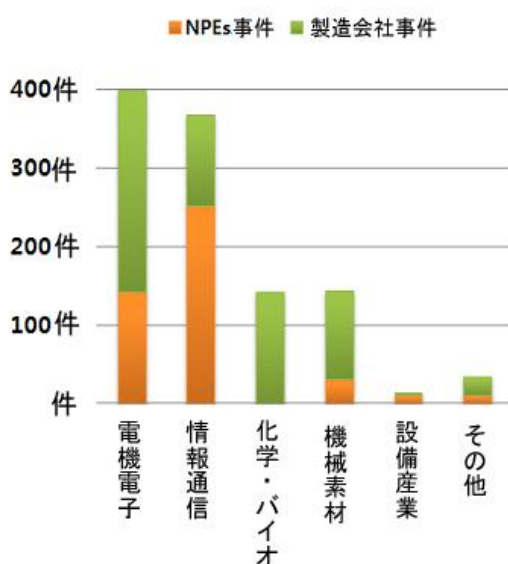
1. Who?

最近 6 年間(2007~2012)、韓国企業と外国器用間の特許訴訟は、計 1,226 件で、そのうち外国企業が韓国企業を提訴した場合は、970 件(79.1%)、韓国企業が外国企業を提訴した場合は 256 件(20.9%)だ。

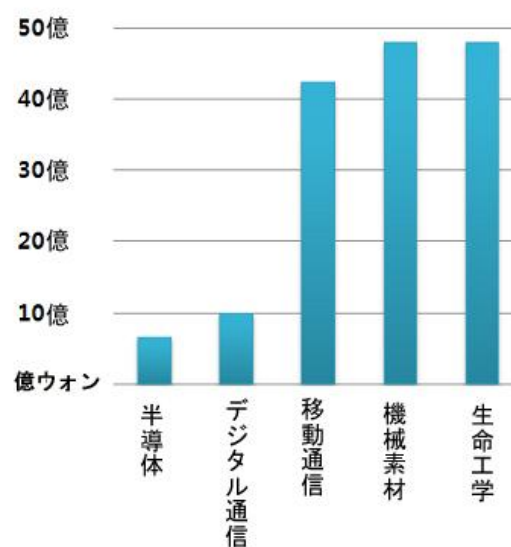
その 1,226 件のうち、競合会社との紛争は 765 件(62.4%)で、特許管理会社との紛争は 461 件(37.6%)だ。-化学・バイオ・機械素材分野では、競合会社による提訴が、電機電子・情報通信分野では、特許管理会社による提訴の割合が高い傾向がある。

2. Whom?

各産業別に紛争が始まる最小企業の規模が異なっており、特に半導体・デジタル通人分野では、売上高 10 億ウォン以下の比較的規模の小さい企業も紛争の対象となっている。



競合会社と特許管理会社の提訴の割合(2007~2012)

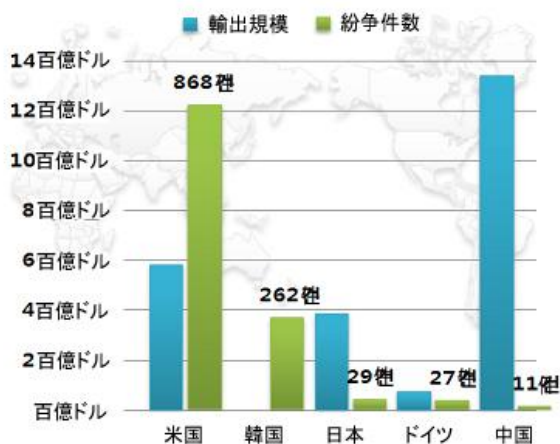


産業別の紛争進入線 (売上高ベース)

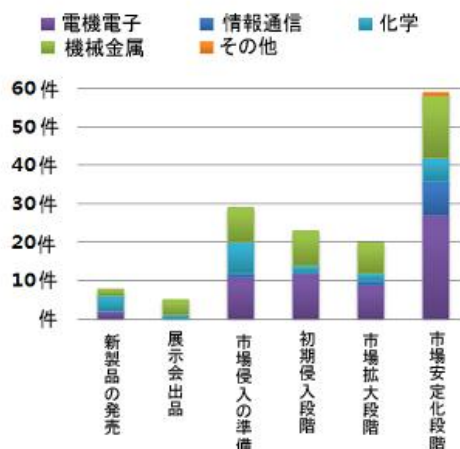
3. Where?

訴訟が発生する裁判所の所在地をベースに分類した場合、韓国の輸出相手国 2 位の米国で発生した特許紛争の件数が最も多い。

中国における紛争件数は少ないが、最大輸出先であることを踏まえた場合、紛争可能性が高いほうだと言える。



＜地域別における輸出規模比の特許紛争件数＞
(2007~2012)



＜営業段階別の紛争発生件数＞
(2010~2012年紛争対応
コンサルタントを受けた企業)

4. When?

企業が製品を市場に発売した後、安定的に輸出や納品を進める市場安定化段階において紛争の発生が最多している。

ただ、化学分野の場合には、市場進入を準備する段階において発生率が高い。

これは、製薬分野の場合、市販許可を得るまで、その手続き状況を競合会社の市場進入を認知しやすいという特徴によるものだと分析されている。

5. How?

かつての外国企業の紛争タイプを類型化すると、中小企業の場合は、市場進入の放棄や交渉を求め、売上高の規模が大きい大手企業は、訴訟を通じて対抗する傾向にある。

2-5 創造経済時代、先進 IP 環境構築のための特許庁の役割

電子新聞(2013. 4. 28)

創造経済時代の核心に知的財産(IP)が浮上している中、IP 関連中心部署といえる特許庁の役割が期待されている。IP 創出・保護・活用のために企業・研究所・IP サービス業界の専門家で構成された「IP リーダスフォーラム」は、去る 26 日、ソウルリツカルトンホテルにて「創造経済時代、IP 環境改善と特許庁の役割」というテーマでセミナーを開催した。

ペク・マンギ IP リーダスフォーラム会長(韓国知識財産サービス協会)は、「創造経済と共に大統領も IP に対する確固な認識と環境改善の意志があるだけに、特許庁の役割が重要となった」と述べ、「特許庁を中心に先進 IP システムを構築し、グローバル IP 強国として生まれ変わる時である」とした。

電子新聞は、先月に就任した金・ヨンミン特許庁長と各界の IP 専門家との対談を Q&A の形で掲載した。

Q. 金・キルへ PNIB 代表：

創造経済時代の特許庁は、他の部署とは違う独歩的な役割がある。特許が価値ある資産であると認識させることだ。これまで特許は展示用品にすぎなかった側面があった。特許庁で審査・審判を強化し、市場において認めてもらう特許にするべきだ。

その方法として、裁判所と特許庁が親密な関係を構築して特許無効率を下げることだ。特許審査期間の短縮が、必ずしも良い側面ばかりではない。IP サービス業界では、特許に投資して海外出願も支援している。しかし、韓国で出願した特許に対し、該当国で審査請求を猶予するケースがある。あまりにも早く処理されたことにより、各国において再度審査する費用が高くなるからだ。質が落ちる特許を持っていくとグローバルビジネスに制約が生じるのである。

A. 金・ヨンミン特許庁長：

審査期間の短縮には賛否両論がある。短縮は国際的な趨勢であり、韓国だけではなく日本は 11 ヶ月、米国も 2015 年まで 10 ヶ月に短縮すると公式的に発表した。ヨーロッパ特許庁や中国においてはまだ動きはない。特許審査期間の短縮は大統領も気にしている部分である。無条件早く行うべきではなく、企業が望む時期に審査処理することが最も良いことである。審査処理猶予制度がある。余裕を持って処理を希望する企業はこれを利用することができる。ほとんどの中小企業は出願と同時に審査処理を希望し、大企業は一部のみ同時処理を希望する。韓国は幸いに多様な審査システムを持っている。3 通りの期間(3トラック)で審査処理期間を分けることができる。審査期間短縮のためには、審査官の人材補充などの解決すべき課題などが多い。

特許無効率を下げる戦略も必要だ。日本の場合、飯村敏明当時知的財産高等裁判所部長判事の判例以降、20%近く無効率を下げた。裁判所の慣行も変えないとできない部分である。特許審判院では特許無効率をどのように下げることが悩みであり、最大限審査の品質を高める方策を講じるようにしたい。

Q. 朴・ジョンヒョ特許情報院顧問：

韓国 IP 環境において最も不足している部分は、事業化・活用部分である。大学・公的研究機関など供給者が創出した技術・アイデアは基礎分野が多い。企業はライセンスを受けると同時に事業化することを要求する。基礎分野技術と事業化分野技術の格差があるわけで、この格差を減らすためには基礎 IP に対する後続・追加研究開発(R&D)支援が必要だ。特許庁では大学・公的研究機関が追加の R&D ができるように支援すれば格差を減らすことができるのでは。

A. 金・ヨンミン特許庁長：

大学・公的研究機関の IP 技術と企業が事業化する時に必要な IP 技術の格差を減らすことはいいアイデアだ。中小企業庁で推進している事業のように、産業通商資源部と特許庁が協力して遂行することも可能だ。各部署が連携して IP 環境のための良いアイデアに支援できる方案を講じたい。各部署で連携することができれば多くの部分でしっかりとしてくるはずだ。

Q. 朴・テウン韓国研究所技術移転協会長：

年次料納付も問題だ。特許庁で公的研究所に特許年次料を 50%、中小企業には 70% を減免している。しかし、最低 5 年以上特許を保有していないと企業で活用できないことを考えると、減免期間の限界が問題だ。寄付滞納や特許信託などの制度があるが活用度は低い。政府出資研究機関でも 5 年以上の特許を放棄する事例が多い。特許技術が事業化となるためには 6 年～10 年程度がかかるため、5 年目で放棄すると非常にもったいない。

A. 金・ヨンミン特許庁長：

年次料に対し常に悩んでいる。大学・公的研究機関の事例もたくさん聞いている。特許庁の年次料納付の仕組みが、4 年目以降の年次料を減免するためには特許法を改正しなければならない。勝手に年次・登録料を減免すると特許庁の収益構造が崩れてしまうからだ。

改正することも可能だが、法改正であるため時間がかかる。韓国の特許年次料の仕組みは他国と異なる。特許出願を促進するために初期費用が安く、年次が上がるほど高くなる仕組みだ。出願など初期費用の引き上げ可能性もある。

初期費用を値上げることで中小企業に大きな被害はない。多数特許を出願する大企業が高い費用を払うことになるはずだ。デザインの場合もデザイン審査手数料が先行調査の外注費用にもならない程安い方である。このような仕組みを現実化することも解決策だとみている。

2-6 2013 年第 1 四半期における知的財産動向

韓国特許庁(2013. 4. 29)

□出願動向

・2013 年第 1 四半期における知的財産権の出願件数は、96,232 件と、前年同期比 1.4% 増加した。

-権利別では、特許が 3.6%、デザイン 7.0%増加し、商標は 2.8%減少した。

※実用新案の場合、先登録制度、二重出願制度の廃止などにより減少傾向にある(▽)

9.7%)。

◦国籍別では、韓国人は 2.0%増加、外国人は 1.8%減少した。

-特許の場合、韓国人は 5.3%増加、外国人は 1.3%減少した。

◦地域別では、全羅北道が 32.8%、江原道が 7.3%と最も高い増加率となった。

-国別では、フィンランドが 111.3%、台湾が 27.7%増加したが、主要国である米国(▽2.1%)と日本(▽7.8%)は小幅減少した。

◦出願人属性別では、大手企業と中小企業がそれぞれ 2.4%、3.1%増加し、公企業と学校法人がそれぞれ 23.6%、23.1%増加した。

-第 1 四半期で突出して高い出願増加率を示したのは、特許・実用新案の場合は LG ディ스플레이、商標はヘテ製菓、デザインは LG 電子である。

□登録動向

◦2013 年第 1 四半期における知的財産権の登録件数は、67,743 件と、前年同期比 7.1%増加した。

-権利別では、特許が 7.6%、商標 3.9%、デザインは 14.1%増加したが、実用新案は 2.7%減少した。

◦国籍別では、韓国人は 9.3%増加したが、外国人は 0.7%減少した。

-地域別では、大田と光州がそれぞれ 27.2%、26.7%と最も高い増加率となった。

-国別では、シンガポールが 25.5%、スイスが 17.8%増加した。

◦権利者属性別では、大手企業が 10.9%、中小企業 8.8%増加し、公的機関は 37.4%、研究機関は 18.3%とその増加率が高くなった。

-第 1 四半期に特に高い増加率を示した主な権利者は、特許・実用新案は現代自動車、商標では KGC ライフエンジン、デザインはコーロンインダストリーである。

□審査・審判の動向

◦審査請求件数は、37,073 件と前年同期比 1.7%減少した。

-特許審査請求件数は、34,955 件と、前年同期比 0.9%減少、実用新案の場合は 2,118 件で 12.8%減少した。

-PCT 国際調査申請件数は、6,900 件と、前年同期比 3.8%増加し、PCT 国際調査処理件数は、12,794 件と 62.8%増加した。

○審判請求件数は、3,282 件で前年同期比 20.5%減少し、審判処理件数は、3,742 件で 12.1%減少した。

-権利別の審判請求件数では、特許・実用新案が 2,241 件、商標は 939 件とそれぞれ 21.0%、15.6%減少し、デザインは 102 件で 42.4%の大幅な減少となった。

2-7 知識財産サービス協会 知的財産の働き口を作る

韓国特許庁(2013. 4. 29)

知的財産分野の雇用創出専門教育プログラムが話題だ。知財の調査・分析、翻訳、コンサルタントに至る総合的な教育プログラム支援を通じて知財サービス分野の専門人材を採用することが目的だ。

韓国特許庁と韓国知識財産サービス協会は、29 日、ウィップス知財教育センターにて「2013 年度第 1 回知的財産サービス業採用連携教育」を始めた。

知財サービス業採用連携教育は、知財サービス分野に就職を希望する未就業者と、研究開発(R&D)退職人材を対象とする。該当分野の基本的な能力教育を行い、業務遂行に適合した人材を育成する。教育の終了後には、知財サービス業界への就職につなげるプログラムだ。

採用連携教育は、知財専門現場で働いている専門家が直接教育のカリキュラムを担当する。

2013 年度第 1 回目の教育には、ウィップス、チシム特許法律事務所、ロイヤルティロ、トウオンドットコム、P&IB、タサン IP&I、チサン、韓国電子通信研究院(ETRI) などが参加した。

教育生は、知財の基本的な概念・関連法制度・活用など業界で求められる実務教育を受ける。教育の内容は、△知財関連の法制度の理解(知財の重要性、特許・商標・デザインなどの関連法制度、特許明細書作成の実習)、△知財情報調査・分析能力(特許 DB の理解と活用、検索方法の理解と実習、検索結果の分析)、△知財サービス業務の理解と実習(知財の翻訳・取引・コンサルタント業務)、△会社員の基本的な教養などで構成されている。

知財サービス業の採用連携教育は、2011 年からスタートし、今日育成の 96%が就職に成功する成果をあげた。昨年では、2 回の教育を行い、86%が就職した。知財サービス専門企業、特許法律事務所、一般企業の特許チームなどで活躍している。

教育は、来月の 28 日まで、4 週間にわたって実施される。

知識財産サービス協会は、「特許チームや知財サービス会社で教育修了生を採用したい企業は、知識財産サービス協会に問い合わせると教育生とリンクができる。6 月と 10 月に教育生を追加で募集する予定だ」とコメントした。

<クォン・ドンジュン記者>

2-8 社会的企業、知的財産でアップグレードを

韓国特許庁(2013. 4. 29)

韓国特許庁は、2011 年下半期から推進してきた社会的企業(予備の社会的企業も含める)に対し、ブランド・デザイン開発支援を拡大していくことを決めた。

最近、社会的問題に対する経済的アプローチとその解決の必要性が注目され、社会的企業など、新しい企業モデルに対する関心が高まっており、中央庁・地方自治体などを通じて様々な政策的取り組みが行われている。

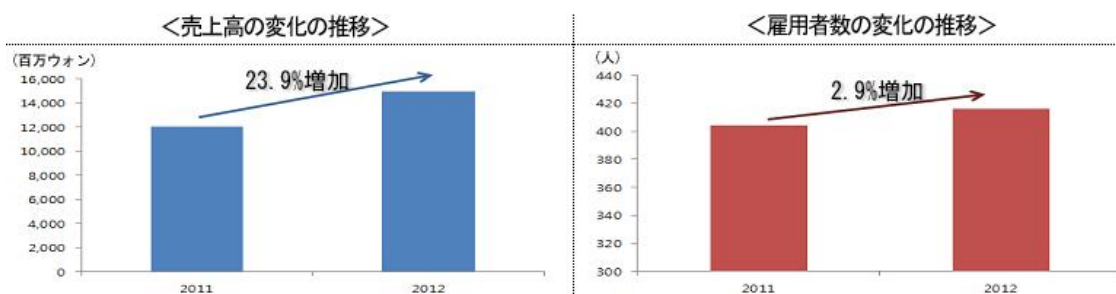
韓国特許庁も 2011 年下半期のモデル事業から始め、社会的企業に対する「ブランド及びデザイン開発事業」を行うなど、社会的企業の知的財産創出に向けた支援を推進中だ。

*支援の実績：2011 年 5 件(ブランド 2 件、デザイン 3 件)、2012 年 24 件(ブランド 18 件、デザイン 6 件)

特に、「ブランド・デザイン開発事業」を通じて知的財産を創出した社会的企業の売上高、雇用者数など、経営が大きく改善され、出願件数も増えるなど、同事業の効果が示された。

*出願の推移(件、2011→2012)：(商標権)13→20、(デザイン権)0→⑨

*経営成果の推移(2011→2012)：(売上高)12,063→14,958 百万ウォン、(雇用)404→416 人



また、支援を受けた企業は、ブランド価値と企業のイメージ向上に伴い、販路開拓に成功して持続的な売上高の増加などを期待しているという。

(社)ダサン文化振興院の「コンセミ」、「幸せな仕事場事業団」などは、新規開発されたブランドとデザインが企業のイメージ向上にプラスな影響を与え、新たな販路開拓という結果として表れたと評価した。

また、ブランドとデザイン経営の重要性を認知できる良いきっかけとなり、今後の製品ラインの拡大においても、一貫性のあるブランドとデザイン戦略を確立できたと満足を示した。

しかし、知財担当者の不足(6 人)や、支援事業の特徴などにより、企業が独自の知的財

産を創出・活用する能力を育成できないといった面は、問題点として確認された。

これについて韓国特許庁は、これまでの事業を進める過程で指摘された問題を解消し、事業の拡大などに向け、関連部署と機関との連携を積極的に模索することを決めた。

まず、社会的企業の財政状況*などを踏まえ、企業分担金を現在の 10%から 5%に引き下げる予定だ。これまで、中小企業と同じ水準の企業分担金が社会的企業の事業参加を制限する要因となってきたことを考えると、今回の見直しによって社会的企業の負担の軽減と事業参加の拡大などが期待される。

*社会的企業 287 社のうち、214 社(74.6%)が営業損失の状態にあり、95 社(33.1%)は、当期の純損失状態であると調査された(2009 年末ベース、韓国社会的企業振興院)

ブランドとデザインの開発に偏重されていた事業内容は、社会的企業のニーズやタイプなどを反映し、多角化していく予定だ。

社会福祉、文化・芸術関連分野の社会的企業に対しては、ブランド開発と経営コンサルタント支援を優先的に推進し、技術集約型の社会的企業、ソーシャルベンチャーなどは、特許関連教育、出願費用の支援などを集中的に支援するなど、社会的企業の業種分野別に特化された支援を行い、支援を受ける企業の満足度を高めるといふ。

また、社会的企業に対しアンケート調査を行い、正確な需要を把握した後、2014 年からは、コンサルタント、知財教育、図形商標開発*など、新たな事業も積極的に推進する計画だ。

*図形商標開発(2~3 ヶ月、約 150 万ウォン)の場合、ブランド開発(5 ヶ月、約 22,500 万ウォン)より開発の期間と費用が少なく、短期間で直接的な支援が期待される。

また、弁理士・デザイナー・大学の教授など、民間専門家のボランティアによって進められる「知的財産ボランティア事業」との連携を通じ、社会的企業の支援方法を多様化し、その効果を最大化していく予定だ。

2012 年から推進してきたボランティア活動事業の支援対象は、自己負担が難しく、支援が急がれている小企業に焦点を合わせているため、社会的企業の優先的支援も可能とみられている。

韓国特許庁産業財産経営支援チームのキム・ウスンチーム長は、「最近、様々な分野で社会的企業の役割は注目されているなか、特許庁のブランド・デザイン開発事業の拡大は、質を高められるチャンスにつながるだろう」と述べ、これからも問題点を見直し、支援を続けていく予定だと付け加えた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 窮地に追い込まれた現代起亜自動車 販売差し止めの危機迫る

電子新聞 (2013. 4. 24)

現代自動車が米国で特許攻撃の的になっていたことが分かった。サムスン電子や LG などの電機分野で集中していた特許訴訟が自動車分野にまで拡大している。最悪の場合、最大の輸出市場の米国で販売差し止めになるのではないかと懸念されている。

知的財産専門会社「廣開土研究所」によると、現代自動車の米国内における特許訴訟が最近 2 年間急増した。2004 年から今年第 1 四半期まで、現代自動車が米国で起訴されたのは 37 件だが、そのうち 48% の 18 件が 2011 年以降発生した。今年第 1 四半期だけで 6 件だ。2004 年以降、米国で完成車メーカーを対象に提起された特許訴訟は 197 件で、現代自動車の割合は 37 件で 18.7% だ。昨年、米国における現代起亜自動車の 8.7% のシェア率と比較すると、訴訟の件数が多すぎる事が分かる。

訴訟は、主に特許管理会社(NPE)が主導している。現代起亜自動車が提起された全体訴訟の 72% が NPE によるものだ。専門家は、特定のメーカーが成長した後、特許訴訟で収益をあげる特許管理会社が自動車産業にも関心を向け始めたと分析する。70~80 万台を維持していた現代起亜自動車の米国内における販売量は、2011 年に 113 万台に急伸した。現代自動車は、同年に単独で米国のシェア率 5% 台を始めて突破した。シェア率の上昇は、特許訴訟の急増と同じ動きだ。

電機分野に集中していた特許管理会社が電装部品の強化という流れに乗って、自然と自動車分野に活動の領域を拡大しているという分析も出る。現代起亜自動車が 2011 年から今年第 1 四半期にまで米国でされた特許訴訟と関係している特許は 36 件だが、その 67% の 24 件画が電装関連の特許だった。昨年、米国で特許管理会社から最も多く訴訟された企業は、アップル(44 件)、サムスン電子(37 件)、LG 電子(24 件)の順だ。

業界では、特許訴訟による被害が雪だるま式に嵩む可能性を警告する。今後、特許訴訟がさらに増える可能性が高いためだ。和解金の支払いをはじめ、最悪の場合に特許侵害の判定を受けた自動車が米国内で販売差し止めになるという指摘だ。

同研究所のカン・ミンス代表弁理士は、「後の祭りになる前に、事前に特許リスクを正確に把握しておかなければならない。直に海外の完成車と部品メーカーの特許訴訟の動向をきめ細かく把握する必要がある」とコメントした。

<クォン・ドンジュン記者>

3-2 KC テック、日立との特許訴訟を両社の合意で取下げ

デジタルタイムズ(2013. 4. 25)

半導体素材「スラリー」をめぐる、半導体・ディスプレイ設備メーカー「KC テック」と日立化学が行ってきた特許訴訟において、両社が訴訟を取り下げることで合意したことが 25 日に分かった。

日立化学は、2011年11月、KC テックを相手にセリア(Ceria)CMP スラリー関連の特許侵害訴訟を米国で提起した。「KC テック」は、昨年7月、韓国で日立化学を相手に特許無効審判を提起、これまで訴訟を行ってきたが、両社の合意により、係争にはピリオドが打たれた。

スラリーとは、半導体ウェハー平坦化作業に用いられる研磨液で、「KC テック」は、数年間独自開発を行い商業化に成功した。

<カン・ステテ記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 商標ブローカーの横暴から零細商人を保護する

韓国特許庁(2013.4.30)

韓国特許庁は、零細商人が先に使用していた商号の先使用権認定要件を緩和する内容の商標法改正案が4月5日に発表され、6ヵ月後の10月6日から試行されると発表した。

今回の改正は、商標権を乱用し、不当な利益を得ようとする商標ブローカーに歯止めをかけることが目的で、新政権の掲げる経済民主化の後ろ盾として、商標ブローカーの横暴から零細商人を保護することに重点を置いた。

一般的に飲食店や美容院などの地域の零細商人は、商標登録を行わず、管轄税務署に事業者登録だけを済ませ、自分の商号を看板などに使用しているが、商標ブローカーがこの隙間を狙って先に商標を登録し、零細商人に「商標権を侵害された」として警告状を送りこんで和解金などを求める、いわゆる「商標狩り」で泣き寝入りしている零細商人が数多くいた。

実際に、忠清北道で小さな食堂を営んでいたA氏は、昨年、商標権者と名乗る者から「食堂看板に使われている商標が商標権を侵害したため、和解金200万ウォンと、継続使用するためには、毎年使用料を支払うこと」を求められた。当時は、不景気で商売も振るわなかったが、専門家に聞いたところ「現行法では成す術がない」と言われ、結局、店を畳んだ。

問題は、商標法上、先に使用しているかどうかとは関係なく、先に出願して商標登録を受けた商標権者に独占排他的な使用権が付与され、商標権を侵害した場合、「7年以下の懲役、又は1億ウォン以下の罰金」が科されることが定められているため、こうした商標ブローカーの横暴を防ぐことができない。

現行の商標法上、先使用商号を保護する規定はあるが、「一般需要者に特定の商品やサービスの出处表示として認識されていなければならない(周知性)という要件」を満たさ

なければならないが、地域の零細商人の場合、周知性の要件を立証することが難しく、法的に対応するには費用がかかり、看板を取り替えたとしても和解金や使用料の支払いを余儀なくされていた。

今回の改正では、零細商人が善意で先に使用した商号については、上記の周知性要件の立証無しにも使用を続けることができるよう、「商号の先使用权」認定要件を緩和し、和解金の支払いや、看板の取り替えなどの費用が発生しないようにし、商標権者の混同防止表示請求権も認められないように法を見直し、商標ブローカーの横暴から地域零細商人の保護の強化を図った。

また、今回の改正は、公正な商標使用秩序の確立と国民の権益を保護するため、商標不使用取消し審判制度の落ち度を悪用して実際に商標を使用しようとする者に害を与えるなどの行為を防止するほか、不得意な事由により、意見提出期限を途過した出願人の救済手段を設けるなどの内容を制度改正案に反映した。

韓国特許庁商標審査政策課カン・キョンホ課長は、「正当な商標権利者の権利は、一層強固に保護すべきで、その濫用は、商標制度の目的に反するだけでなく、経済民主化を阻害する行為だ。模倣商標の登録防止にとどまらず、商標権濫用の防止にも格別な努力を傾注していきたい」と述べ、今後ともこうした政策基調を貫いていく方針を明らかにした。

その他一般

5-1 太陽の光で室内を照らす

韓国特許庁(2013. 4. 19)

太陽の光で室内を照らす自然採光技術の特許出願が増加していることが分かった。自然採光技術は、建物の内部、地下室など、ふだんは太陽の光が入らないか、直接届かない場所に照明用として自然光(太陽光+天空光)を用いる技術だ。電気を使わず室内の光となるため、最近の省エネ傾向、地球温暖化防止に向けた解決策として注目されている。

韓国特許庁によると、自然採光技術の特許出願は、2005年2件から2009年22件、2010年24件、2011年24件に増加した。

こうした特許出願の増加基調は、国連気候変動枠組み条約に伴う温室効果ガス排出の規制、政府の低炭素グリーン成長政策、省エネと社会的な関心の高まりとともに、関連業界が技術開発のために取り組んできた結果だと分析される。ただ、2012年には、欧州連合の経済危機による影響で、出願件数はやや減少した。

技術分野別の特許出願の動向を分析すると、自然光を集光する技術が45件(40.2%)、太陽の位置変化を追跡する技術が23件(20.5%)、集光された自然光を室内に導く伝送技術が15件(13.4%)、自然光を利用した照明と人工照明(電気照明など)とともに使用する

ハイブリッド照明技術が 15 件(13.4%)の順となった。

最近では、太陽光の利用時間を増やし、光エネルギーの利用効率を高めるため、太陽の位置を追跡する太陽光追跡技術と、人工照明と自然採光をともに利用するハイブリッド照明技術の国内出願が特に増加している。

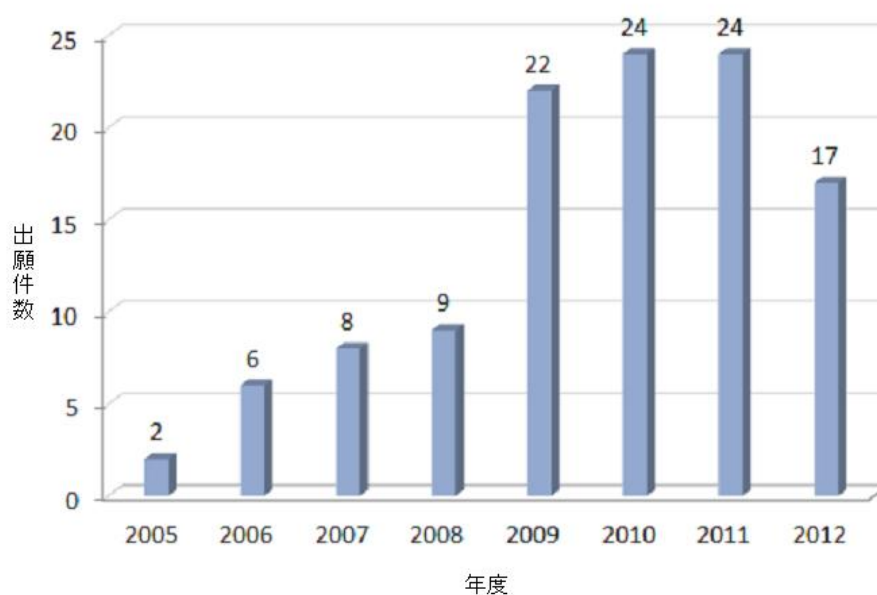
自然採光は、太陽エネルギーを電気や熱に変換しないで直接採光し、照明に利用するため、太陽熱や太陽光発電技術に比べて光エネルギーの利用効率が非常に高い。また、昼間では、自然採光で照明を供給し、夜間には電気照明などを使用することで照明用の電気エネルギーが節約でき、電気照明などの寿命が伸びる。また、光には、殺菌・消毒・浄化・乾燥機能があるため、地下室のような環境に自然採光を持続的に供給し、地下空間を快適にできる。また、太陽の光に長期間当てないことにより発生し得るうつ病などの病気を予防できるため、自然採光は、人体にも有益だ。

韓国特許庁の関係者は、「「グリーン建築認証制度」、「エネルギー消費総量制度」など、政府のエコ政策と、原油高時代の電力難の解消という社会的な要求を背景に、自然採光技術への関心は高まりつつある。関連業界の技術開発とともに、特許出願は増加すると予想されている」と述べた。

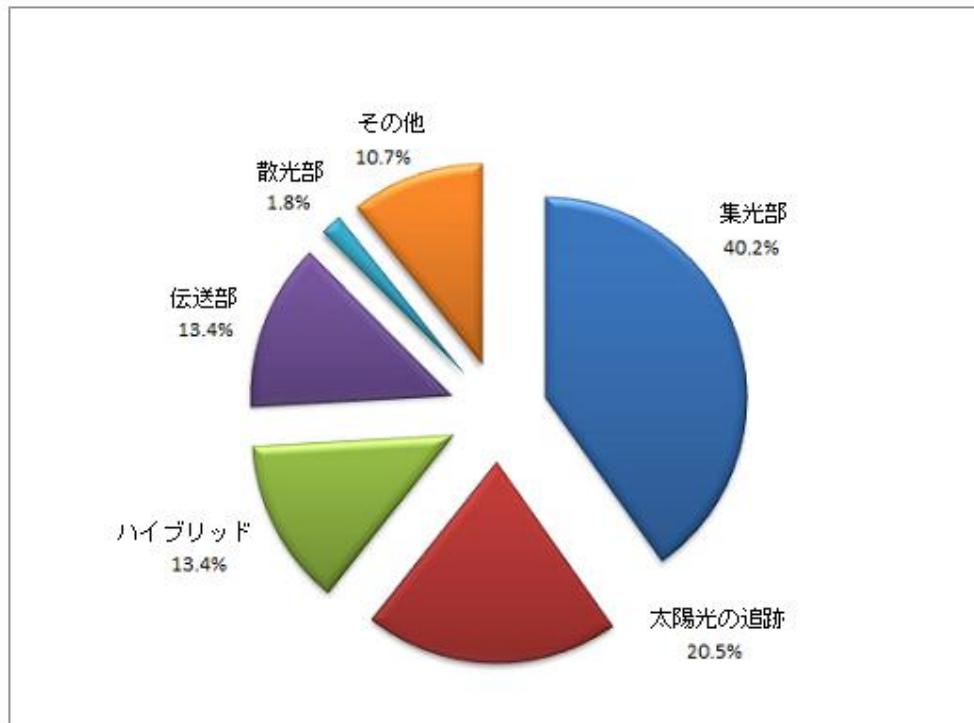
<添付 1 > 自然採光技術の韓国における年度別の特許出願動向

(単位：件数)

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	合計
出願件数	2	6	8	9	22	24	24	17	112



＜添付 2＞自然採光の細部技術



5-2 [統計で見る知財] 自然採光技術の特許動向

電子新聞(2013. 4. 19)

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	合計
出願件数	2	6	8	9	22	24	24	17	122

技術分類	技術の細部内容	出願件数 (割合)
集光部	自然光(太陽光+天空光)を吸収して転送部に光を転送する部分で、鏡、レンズ、プリズムなどを用いて自然光を集光	45(40.2%)
転送部	集光部に集光された自然光の経路を変え、室内に送り込む部分で、光繊維、光ダクト、光パイプなどを利用	15(13.4%)
散光部	転送部から転送された光を室内に散光する部分で、ディフューザーやレンズなどを利用	2(1.8%)

太陽光の追跡	センサーなどを用いて太陽位置の変化を追跡する技術で、太陽光の利用時間と効率を高めるための技術	23(20.5%)
ハイブリッド	自然光を用いた照明と人工照明(電気ランプ)をともに利用する技術	15(13.4%)
その他	その他の技術	12(10.7%)
合計		112(100%)

<クォン・トンジュン記者>

5-3 知的財産経営のできる企業が技術革新の成果も

電子新聞(2013. 4. 20)

知的財産経営を上手く行っている企業が技術革新の高い成果を出すということが分かった。これは、知識財産研究院が2011年と2012年、企業と大学・公的研究期間の知的財産活動の実態調査を行い、2年連続応えた410の機関のデータに基づき、企業の知的財産経営の取り組みと革新の成果の相関関係を分析した結果だ。

分析の結果、知的財産経営関連の規定と担当組織を保有している企業ほど、高い革新の成果(特許資産)を出していた。また、先行技術調査を通じて技術と市場の動向を把握したり、予備評価活動を積極的に行ったりする企業も優れた革新の成果をあげた。

従業員が開発した発明に対し、使用者(企業)から適切に補償を受けられるように補償する職務発明補償制度も企業革新の量的成果に影響を与えると調査された。企業の知的財産担当組織の保有率は、2011年38.6%から2012年55.4%と16.8%ポイント増加した。これは、最近の知的財産関連の紛争がイシュー化されるなど、知的財産管理にスポットライトが当てられ、企業の認識が高まったためだと分析される。

しかし、独立した担当部署を保有している企業の割合が2011年7.9%から2012年2.8%に急減し、知的財産担当組織が徐々に兼任組織化しているという現状も浮き彫りになった。前年に比べ、知的財産経営関連のインフラ水準は改善されたが、先行技術調査活動・予備評価活動などの知的財産経営関連の活動は減少した。

研究開発企画段階で先行技術調査を行う企業の割合は、2011年69.7%から2012年60.1%に9.6%ポイント減少し、産業財産権の出願などに先立ち、予備評価を行う企業の割合も42.3%から33.8%に減少した。カン・キョンナム副研究委員は、「知的財産経営関連のインフラや関連の取り組みが企業革新成果の重要な要因になるということが確認された。企業の革新成果を持続的に高めていくためには、インフラ的な要素のみならず、知的財産経営関連の活動も強化すべきだ」と述べた。

<シン・ソンミ記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム